

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

■ 後期高齢者医療資格確認書を更新します (資格確認書は1人に1枚交付されます)

後期高齢者医療の資格確認書は坂祝町に住所を有する 75歳以上の方と、一定の障がいがある 65歳から 74歳の方で広域連合の認定を受けた全ての方に交付されます。受診等をされる場合は、マイナ保険証(マイナンバーカードに保険証の利用登録をされた方)または、7月中旬頃にお送りする資格確認書をご使用ください。交付する資格確認書は薄い赤色です。

有効期限を過ぎた保険証または資格確認書を処分されるときは、住所や氏名が判別できないよう細断するなど、十分にご注意ください。

■ 岐阜県後期高齢者医療広域連合資格確認書コールセンターの開設

従来の被保険者証廃止後、初となる資格確認書の一斉更新を行うにあたり、広域連合ではコールセンターを設置します。

資格確認書にご不明な点があれば、次の電話番号までお問い合わせください。

開設期間：7月1日(火)～8月29日(金) (土日祝日除く)

時 間：9時～17時

電話番号：0570-051520

《資格確認書イメージ》

■ マイナ保険証をぜひご利用ください！

マイナ保険証を使用するとデータに基づくより良い医療を受けることができたり、限度額適用申請がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されたりするなどのメリットがあります。

利用登録の手続き方法につきましては、窓口税務課にお問い合わせください。

■ 令和7年度保険料

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和7年度保険料は、令和6年分の所得をもとに個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

【保険料額について】

令和7年度保険料額は、以下のア、イの合計額になります(ただし、80万円を上限とします)。

ア 均等割額：被保険者一人当たり 49,412円

イ 所得割額：被保険者の所得金額※×所得割率9.56%

※被保険者の所得金額＝総所得金額等－43万円(基礎控除額)

■ 保険料の軽減措置

(1) 均等割額の軽減

均等割額は、世帯の所得によって下表のとおり軽減されます。

軽減割合	同じ世帯の被保険者と世帯主の令和6年中の総所得金額等 ^{※1} の合計額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{※2} の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{※2} の数-1)+30.5万円×被保険者数 以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{※2} の数-1)+56万円×被保険者数 以下

※1 軽減の基準となる「10万円×(給与所得者等の数-1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

※2 一定の給与所得がある方(給与収入が55万円を超える方)、公的年金等に係る所得がある方(公的年金等の収入金額が、65歳以上で125万円を超える方、または65歳未満で60万円を超える方)。

(注) 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は、4月1日または資格を取得した日となります。

(2) 被用者保険※の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はありません。均等割額は、制度に加入後2年間は 5割軽減となります。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※ 被用者保険とは、協会けんぽ、健康保険組合、船員保険及び共済組合の公的医療保険の総称で、国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

■ 確定申告期限後に申告された方へ

確定申告期限後に申告等をされた方は、新年度の自己負担割合や保険料額の決定に間に合わない可能性があります。この場合、当初は確定申告期限までの情報等に基づく資格確認書や保険料額の決定通知書をお送りし、後日、申告等の内容を踏まえた再判定を行い、変更があった場合は、資格確認書や決定通知書を送り直します。これにより、特別徴収であった方が、普通徴収に切り替わることがあります。

■ 医療費の窓口負担割合が2割の方の配慮措置

2割負担による外来医療の負担増額が1か月最大3,000円までに抑えられます。

配慮措置が適用される場合は、高額療養費として、事前に登録されている口座に払い戻します。なお、配慮措置の適用となるのは、令和4年10月1日から令和7年9月30日までに受診された医療費です。

問い合わせ先：窓口税務課 ☎66-2405

こんにちは！ 町地域包括支援センターです（地域包括支援センターは、高齢者福祉に関する総合相談窓口です）

「筋力アップ8回教室」参加者募集

筋力アップ教室の参加者を募集しています。サンライフさかほぎにある6種類の空圧式筋力トレーニングマシンを利用した教室です。

理学療法士指導の下、運動指導士、保健師がついていますので、初めての方も安心して参加していただけます。マシンの使い方の復習のために参加していただくこともできます。

マシンの使い方を覚えてスポーツ保険に加入すれば、教室修了後も継続して自主トレーニングできます。

日 程：8月22日～10月10日の毎週金曜日9：30～11：30

場 所：総合福祉会館サンライフさかほぎ 2階 研修室(坂祝町黒岩153-1)

対 象：①65歳以上の住民

②特定健診の結果で保健センターから参加を勧められた方

定 員：12名

参加費：800円(8月22日に集金します)

持ち物：上靴、タオル、水分補給の飲み物、筆記用具

申し込み：8月14日(木) までに地域包括支援センターへお申し込みください。



申し込み・問い合わせ先：地域包括支援センター(サンライフさかほぎ内) ☎25-7575

寛(株)かねかん商事
警備保障事業部

岐阜県加茂郡坂祝町酒倉608番地1
TEL:0574-49-6226

警備員募集中!



広告



坂祝町職員募集(土木職)

坂祝町では令和8年度採用の新規職員採用試験の申込みを受け付けています。

採用予定は、土木職員(若干名)です。

受付期間は、令和7年7月1日(火)から8月1日(金)まで

1次試験は、9月21日(日)に坂祝町役場で行います。

応募される方は、7月1日(火)から総務課で交付する申込書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

試験名	試験区分	採用人数	受験資格
土木職採用試験	土木職(大学卒業程度)	若干名	令和8年4月1日現在において40歳以下の者
	土木職(短大卒業程度)	若干名	
	土木職(高校卒業程度)	若干名	

受付時間: 8時30分～17時15分(土曜日・日曜日及び祝日は除く。)

問い合わせ先: 総務課 ☎66-2401 (内線312)

園芸用土などに浄水発生土はいかがですか

山之上浄水場では、「浄水発生土」を販売しています。浄水発生土とは、水道水の原料となる河川水に含まれる土や砂などを固めたもので、次の特徴があります。

●水はけが良い。 ●固いので崩れにくい。 ●雑草が生えにくい。

肥料や腐葉土と混合させて園芸用土として多く利用されています。他にも、グラウンド改良材や法面吹付材の材料としても利用されています。

興味のある方はお気軽にご相談ください。

料金: 1立方メートルあたり11円(税込、振込手数料別)

※1立方メートル未満は無料

時間: 9時～16時(土日祝除く)



問い合わせ先: 岐阜県東部広域水道事務所 山之上浄水場 (美濃加茂市山之上町2500)
☎0574-25-4181

7月は“社会を明るくする運動”全国強調月間です。

法務省主唱の“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は令和7年で75回を迎えました。「更生保護の日」である7月1日からの1か月を強調月間として、全国各地で新聞やテレビの広報活動、街頭広報などさまざまな催しを実施しています。

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行の無い明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

坂祝町ではこの運動を啓発するため、7月1日(火)に保護司・更生保護女性会の方が内閣総理大臣・岐阜県知事からのメッセージを町長へ伝達したほか、坂祝駅前・スーパーセンターオークワ坂祝店での啓発活動や、小中学校を訪問し、更生への理解を深めてもらいました。

期間中は、ほぎもんバスへの標語貼付などによる周知・啓発を実施しています。

